

【ふだんの暮らしに幸せを】

重富校区コミュニティ協議会 福祉部だより No.18

令和元年6月15日発行
重富校区コミュニティ協議会
〒899-5652
鹿児島県始良市平松6252番地
Tel.0995-73-7174 Fax0995-73-7177
sigetomi-aikomi@po5.synapes.ne.jp
福祉部 部長 高野 俊明

介護保険の仕組みについて、その概要を前回の福祉部だよりでお知らせしました。
今回は介護サービスを利用する手順についてお伝えしますのでご一読ください。
※今回の情報は始良市の介護保険パンフレット『あったかいね介護保険』を参考にしています。

介護保険（第2話）

◆ 要介護認定、認定調査の手続きと流れ

サービスを利用するには、始良市に申請して「介護が必要である」と認定される必要があります。サービスを利用するまでの手順は別紙をご覧ください。

1) 市区町村への申請（本人または家族などのほか、地域包括支援センターや介護保険施設、成年後見人に代行してもらうこともできます。）

- ・ 申請書（介護保険要介護認定・要支援認定申請書）
- ・ 介護保険被保険者証（または医療保険被保険者証）
- ・ 主治医意見書
主治医がいる人（申請書に主治医の名前・病院名を記入するだけ）
主治医がいない人（医師の診察を受けに行ってから申請書に主治医の名前・病院名を記入する。）

◆ 申請書はどこでもらえる？

- ・ 市区町村の介護保険課窓口 ・ 市区町村のホームページからダウンロードする
- ・ 地域包括支援センター

※始良市申請窓口

始良庁舎 保健福祉部 長寿・障害福祉課 介護保険係
☎ 0995-66-3251



2) 更新手続きの方で申請すると、**介護保険資格者証**を受け取れます。（窓口でお渡しします）

- ・ **介護保険資格者証**とは
申請時に提出した被保険者証は、認定結果が出るまでは市区町村に預けたままになります。その間に被保険者証が必要になった時、被保険者証の代わりとして使うことができるのが介護保険資格者証です。（更新手続き中にも受け取ります）

3) 要介護認定の認定調査（申請書類による受付完了後）

【だれが？】・市区町村の担当職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査などを行われます。

【いつ？】・市区町村から訪問調査の日時に関する連絡が有ります。
（申請書に希望の場所・曜日・時間帯を書く欄があります。）

【どんな調査をするの？】

- ・介護の対象となる方に対する身体機能、知識機能などに関する聞き取りを行います。また、ご家族には普段の様子などを確認します。

4) 審査

- ・介護認定審査会において、介護の要不要、および要介護状態の判定が行われます。この際、訪問調査による情報や主治医からの診断書が参考にされ、審査会は医療、福祉・保険の学識経験者によって構成され、介護の必要性について、総合的に審査します。

5) 認定

- ・介護認定審査会の結果、以下のいずれかの区分通知（介護保険被保険者証）が届きます。
 - ・ **非該当（自立）** 事業対象者と認定された人は、始良市が行う介護予防・生活支援サービスが利用できます。【地域包括支援センターでケアプランを作成】
 - ・ **要支援（1・2）** 介護サービスと始良市が行う介護予防・生活支援サービスが利用できます。【地域包括支援センターでケアプランを作成】
 - ・ **要介護（1～5）** 介護サービスが利用できます。【在宅でサービスを利用する場合と施設に入所場合で、ケアプランを作成する業者が違います。】

この通知結果により、受けられる介護サービスが異なります。

**（この結果に不満がある場合、まずは始良市の窓口でご相談ください。
納得できない場合には、鹿児島県の介護認定審査会に審査請求できます。）**



◆ 介護保険被保険者証の認定の有効期限（更新の場合、最大12ヶ月）

介護保険被保険者証自体には有効期限はありませんが認定の有効期限項目があります。

新規申請の人の場合は有効期限が申請日より6ヶ月に設定されます。

（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+6ヶ月）

この**有効期限の2ヵ月前に更新申請の通知**がきますので、介護保険サービスを利用している場合は必ず更新しなければなりません。更新申請をしないと介護認定有効期間が切れます。

有効期間が過ぎて、新たに介護サービスが必要になった時は、新規申請することになります。

新規・更新申請の手続きをされて、要介護度が確定するまで1ヵ月半程度かかります。

◆ 介護保険で受けられるサービス

- 1) 在宅サービス（自宅で受けるサービス）
- 2) 施設に通って受けるサービス
- 3) 施設に短期入所して受けるサービス
- 4) 施設に入所して利用するサービス
- 5) 福祉用具を利用するサービス
- 6) 住宅環境を整備するサービス
- 7) ケアマネジメント



上記の中には、地域密着型サービスという原則始良市に住所がある方に限定されたサービスが含まれています。

【介護に関するお問い合わせ先】

◎始良市役所 長寿・障害福祉課介護保険係

☎ 66-3251

◎始良市地域包括支援センター

☎ 64-5537

【まずは相談しましょう】

【別紙】 介護保険(第2話)
介護サービスを利用するまでの手順



※【・問い合わせ ・申請担当窓口】
 始良市役所 長寿福祉課介護保険係
 電話 66-3251

気になることがあった時は、地域の民生委員や頼れるお知り合いに相談しましょう！

地域包括支援センター
 [☎64-5537]
 または
 始良市の担当窓口【※】に
 相談します
 【原則として利用者本人が
 窓口で手続きをします】



介護サービスや
 介護予防サービスを利用したい

介護予防・生活支援
 サービス事業を利用したい

『基本チェックリスト』
 を受けます。
 ◆生活機能が低下していないか
 調べます

更新 引き続きサービスを利用したい
 場合は、有効期間満了前に更新
 または変更の申請をしてください。

- 介護の必要な程度に変更がない場合
 →更新の申請をします
- 介護の必要な程度に変更があった場合
 →認定の変更を申請します

申請

サービスの利用を希望
 する場合は、始良市の
 窓口申請しましょう。



サービスの利用

ケアプラン・介護予
 防ケアプランにもと
 づいてサービスを利用
 します。



認定調査

心身の状況を調べるた
 めに、本人や家族などへ
 の聞き取り調査などを行
 います。



主治医意見書



ケアプラン作成

どんなサービスをどのくらい利用
 するかというケアプラン・介護予
 防ケアプランを作ります。



更新の場合は、現在利用中のサービ
 スの継続を住居支援事業者または
 地域包括支援センターに相談します。

審査・判定

- コンピュータ判定
 (一次判定)
- 介護認定審査会
 (二次判定)
 調査の結果と主治医意見
 書をもとに、保険、医療、福
 祉の専門家が審査します。

介護が必要とする度合い(要介
 護状態区分)が認定されます。

- | | | |
|------|------|-----|
| 要介護1 | 要支援1 | 非該当 |
| 要介護2 | 要支援2 | |
| 要介護3 | | |
| 要介護4 | | |
| 要介護5 | | |



原則として申請してから30日以内に、始
 良市から認定判定結果が通知されます。

認定・通知

要支援1・2の人

介護予防サービスや介護予防・生活
 支援サービス事業を利用

要介護1~5の人
 介護サービスを利用

非該当の人



一般介護予防事業を利用
 (介護保険の事業ではありません)